# 団体」という。)

## 第3 貸付対象

修学資金貸付けの対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき<u>文部科学大臣及び厚生労働大臣</u>の指定した学校又は<u>厚生労働大臣</u>の指定した養成施設(以下「養成施設等」という。)に在学する者とする。

# 第4 貸付期間及び貸付額

- 1 貸付期間は、養成施設等に在学する期間とする。
- 2 貸付額は、月額50,000円以内とする。<u>ただし、貸付けの初回に入学</u> 準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円 以内をそれぞれ(貸付対象者が社会福祉士短期養成施設に在学する者 である場合にあっては初回又は最終回のいずれかに限る。)加算する ことができるものとする。

# 第5 貸付方法及び利子

- 1 修学資金は、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
  - (1)第2の(1)が実施主体である場合 都道府県知事
  - (2) 第2の(2) が実施主体である場合

# 第3 貸付対象

修学資金貸付けの対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「養成施設等」という。)に在学する者とする。

# 第4 貸付期間及び貸付額

- 1 貸付期間は、養成施設等に在学する期間とする。
- 2 貸付額は、月額36,000円以内とする。

# 第5 貸付方法及び利子

1 修学資金は、都道府県知事と貸付対象者との契約により貸し付ける ものとする。

## 都道府県が適当と認める団体の長

2 利子は、無利子とする。

#### 第6 保証人

- 1 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければな らない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者で ある場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
- 2 保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

#### 第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 都道府県知事又は都道府県が適当と認める団体の長(以下「都道府 県知事等」という。) は、貸付契約の相手方(以下「修学生」という。) が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至 ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 都道府県知事等は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 都道府県知事等は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

# 第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

1 養成施設等を卒業した日から1年以内に修学資金の貸付けを受けた 都道府県の区域(国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立

2 利子は、無利子とする。

#### 第6 保証人

- 1 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
- 2 保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

#### 第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 都道府県知事は、貸付契約の相手方(以下「修学生」という。)が 資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至っ たときは、その契約を解除するものとする。
- 2 都道府県知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日 の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 都道府県知事は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除 を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

# 第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

1 養成施設等を卒業した日から1年以内に修学資金の貸付けを受けた 都道府県の区域(国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立 光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等 において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。)内 において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名 通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格 に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しく は別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ、5年 間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1 項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離 職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをい う。) が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)引き続き(他 種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得な い事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務 に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入し ない。)これらの業務に従事したとき。

2 1に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡 し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができ なくなったとき。

## 第9 返還

修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合(他種の |養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が |養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が |ある場合を除く。) には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月 |の翌月から都道府県知事等が定める期間(返還債務の履行が猶予されたと きは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、都「除く。)に相当する期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間

光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等 において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。) 内 において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名 通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格 に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種(社会 福祉士指定養成施設等を卒業した者に限る。) 若しくは別添2に定め る職種(介護福祉士指定養成施設等を卒業した者に限る。)又は当該 施設の長の業務に従事し、かつ、7年間(過疎地域自立促進特別措置 法 (平成12年法律第15号) 第2条第1項に規定する過疎地域において 当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者で あって、離職して2年以内のものをいう。) が当該業務に従事した場 合にあっては、3年間)引き続き(他種の養成施設等における修学、 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事で きなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。 ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事し たとき。

2 1に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡 し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができ なくなったとき。

# 第9 返還

修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合(他種の |ある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月 |の翌月から貸付けを受けた期間(修学資金が貸し付けられなかった期間を <u>道府県知事等が定める金額を</u>月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- 2 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若し くは社会福祉士登録簿に登録せず、又は貸付けを受けた都道府県の区 域内において第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。
- 3 貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務 に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### |第10 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に 該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金 の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に 在学しているとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。
- 2 裁量猶予

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に 該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行 期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるもの とする。

(1) 修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に

と当該猶予された期間を合算した期間)内に、月賦又は半年賦の均等払方 式等により返還しなければならない。

- 1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- 2 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若し くは社会福祉士登録簿に登録せず、又は貸付けを受けた都道府県の区 域内において第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。
- 3 貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務 に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### 第10 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該 当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の 返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に 在学しているとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。
- 2 裁量猶予

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該 当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期 限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものと する。

(1) 修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に

規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### 第11 返還の債務の裁量免除

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該 「当するに至ったときは、貸付けた修学資金 (既に返還を受けた金額を除く。) | するに至ったときは、貸付けた修学資金のうち履行期限が到来していない に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとす る。

1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することが できなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全 部又は一部

2 貸付けを受けた都道府県の区域内において修学資金の貸付けを受け た期間以上第8の1に規定する業務に従事したとき 返還の債務の額の一部

# 第12 延滞利子

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて 修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったとき は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還 すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するも のとする。

# 第13 国の財政措置

国は、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれ かに掲げる金額を都道府県に補助するものとする。

規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### 第11 返還の債務の裁量免除

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当 |部分に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるもの とする。

1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することが できなくなったとき

返還の債務の額(履行期限が到来していない部分に限る。以下同じ。) の全部又は一部

2 貸付けを受けた都道府県の区域内において修学資金の貸付けを受け た期間以上第8の1に規定する業務に従事したとき 返還の債務の額の一部

# 第12 延滞利子

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修 学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、 |当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべ き額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものと する。

## 第13 国の財政措置

国は、毎年度都道府県が修学資金として支出する金額(当該年度の前年 度において返還された修学資金の額に相当する金額を除く。)の2分の1

(1) 第2の(1) が実施主体である場合

毎年度都道府県が修学資金として支出する金額(当該年度の前年 度において返還された修学資金の額に相当する金額を除く。)の2 分の1以内の額

(2) 第2の(2) が実施主体である場合

<u>都道府県が適当と認める団体がこの事業の実施に必要な費用に対</u> して、平成20年度において都道府県が補助する金額の全額

#### 第14 会計経理

1 都道府県又は<u>都道府県が適当と認める団体</u>は、この制度の会計経理 を明確にしなければならないものとする。

なお、都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合にあって はこの事業に関する特別会計を設けること。

- 2 <u>この事業を実施している間の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるとおりとする。</u>
- (1) 第2の(1) が実施主体である場合

各年度において貸し付ける修学資金の額が、当該年度の前年度において返還された修学資金の額に満たない場合、都道府県にあってはその満たない額の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあってはその満たない額に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県はその返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。

(2) 第2の(2) が実施主体である場合 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度におい

以内の額を都道府県に補助するものとする。

#### 第14 会計経理

1 都道府県又は<u>都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会</u>は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。

2 各年度において貸し付ける修学資金の額が、当該年度の前年度において返還された修学資金の額に満たない場合、都道府県にあってはその満たない額の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあってはその満たない額に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県はその返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。

て発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるもの とする。

3 この事業を廃止した場合<u>の返還金の取扱いは、第2に規定する実施</u> 主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるとおりとする。

(1) 第2の(1) が実施主体である場合

都道府県にあっては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあっては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県は毎年度その返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。

(2) 第2の(2) が実施主体である場合

その時点で保有する貸付原資及びその年度以降毎年度その年度に おいて返還された修学資金に相当する金額を都道府県に返還し、返 還を受けた都道府県は毎年度その返還金の全額を国庫に返還するも のとする。 3 この事業を廃止した場合、都道府県にあっては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあっては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県は毎年度その返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。

# 「介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について」(平成5年5月31日付け 社援施第69号厚生省社会・援護局長通知)改正案 新旧対照表

※ 本改正は、平成 21 年 4 月 1 日以降に養成施設に入学する者から適用する。ただし、同日において、現に養成施設に在学する者であって、修学 資金の貸付けを受けているものに対して適用することも差し支えないものとする。

#### 改正案

現 行

標記については、「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」平成5年 5月31日厚生省発社援第164号をもって厚生事務次官から通知されたとこ ろであるが、これが運営にあたっては、次の事項に留意のうえ、所期の目 的達成のため遺憾のないよう配慮されたい。

1 貸付事業の実施主体について

介護福祉士等修学資金の貸付事業(以下「貸付事業」という。)の実施主体は、「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日付け厚生省発社援第164号)別紙「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱」(以下「要綱」という。)第2に規定されているところであるが、次の(1)又は(2)に留意の上、取り扱われたいこと。

(1) 都道府県が実施主体である場合

他の人材確保事業と併せて貸付事業を実施することが効果的である場合も考えられるので、都道府県社会福祉協議会に対してこれを 委託して実施しても差し支えないこと。

なお、この場合、都道府県社会福祉協議会の都道府県福祉人材センターにおいて実施することが望ましいこと。

(2) 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

標記については、「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」平成5年5月31日厚生省発社援第164号をもって厚生事務次官から通知されたところであるが、これが運営にあたっては、次の事項に留意のうえ、所期の目的達成のため遺憾のないよう配慮されたい。

## 1 貸付事業の実施主体について

介護福祉士等修学資金の貸付事業(以下「貸付事業」という。)の実施主体は、原則として都道府県であるが、他の人材確保事業と併せて貸付事業を実施することが効果的である場合も考えられるので、都道府県社会福祉協議会に対してこれを委託して実施してもさしつかえないものであること。

なお、この場合、都道府県社会福祉協議会の都道府県福祉人材センタ 一所管部局において併せて実施することが望ましいこと。

# ① 実施主体に係る留意点

都道府県が適当と認める団体が実施主体となる場合は、要綱第2の(2)の規定のとおり、都道府県知事が修学資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限られるものであること。また、都道府県が適当と認める団体の選定に当たっては、他の人材確保事業と併せて貸付事業を実施することが効果的である場合も考えられるので、都道府県社会福祉協議会又は都道府県社会福祉協議会の都道府県福祉人材センターにおいて実施することが望ましいこと。

なお、要綱第2の(2)に規定する特例社団法人又は特例財団 法人が実施主体の場合であって、一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(平成18年法律第48号)等の施行に伴い、当該法人 が同法第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人へ 移行した場合には、貸金業法(昭和58年法律32号)第3条に規定 する登録を受けなければならないこととなるので留意されたいこ と。

# ② 都道府県の役割

要綱第2の(2)に規定する「都道府県知事が修学資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合」とは、次のアからウまでに掲げる内容をいうものであること。

- ア 貸付事業の実施に当たって、都道府県が適当と認める団体に、 毎年度、当該年度における貸付見込人数、貸付見込額、返還見 込額等を定めた貸付計画書を策定させ、当該計画書(当該計画 書を変更する場合を含む。)の内容について承認すること
- イ 都道府県が適当と認める団体が債権管理を適切に行うことが できるものとして定めた要綱第9に規定する修学資金の返還期

- 間、返還額又は返還方法(当該返還期間等を変更する場合を含む。)について承認すること
- ウ その他貸付事業の実施に当たって都道府県が適当と認める団体に対する必要な指導・助言を行うこと

## 2 貸付対象者について

(1) 貸付対象者は、原則として当該都道府県に住民登録をしている者であって、卒業後当該都道府県の区域(国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。)において<u>要綱</u>第8の1に規定する業務に従事しようとする者とすること。

ただし、当該都道府県に住民登録はしていないが当該都道府県<u>の区域の</u>養成施設等(要綱第3に規定する養成施設等をいう。以下同じ。)に修学する場合等であって、卒業後当該都道府県<u>の区域</u>において要綱の第8の1に規定する業務に従事しようとする者に限り貸付対象者としてもさしつかえないこと。

なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県<u>又は都道府県が適当と認める団体(以下「都道府県等」という。)</u>から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。

(2) 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から 真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものであ り、選定にあたっては当該養成施設等から推薦を求めること等により 公正かつ適切に行うこと。

また、貸付対象者の推薦を養成施設等へ求める場合にあっては、不

# 2 貸付対象者について

(1) 貸付対象者は、原則として当該都道府県に住民登録をしている者であって、卒業後当該都道府県の区域(国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。)において上記事務次官通知の別紙「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱(以下「要綱」という。)」第8の1に規定する業務に従事しようとする者とすること。

ただし、当該都道府県に住民登録はしていないが当該都道府県の養成施設等(要綱の第3の規定する養成施設等をいう。以下同じ。)に修学する場合等であって、卒業後当該都道府県において要綱の第8の1に規定する業務に従事しようとする者に限り貸付対象者としてもさしつかえないこと。

なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。

(2) 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から 真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものであ り、選定にあたっては当該養成施設等から推薦を求めること等により 公正に、かつ、適切に行うこと。 当に特定の養成施設等に貸付対象者が偏ることのないよう留意すると ともに、養成施設等から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養 成施設等との密接な連携を図られたい。

(3) 要綱等8の1に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

## 3 貸付期間について

要綱第4の1に規定する「養成施設等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めてさしつかえないこと。

4 貸付金の限度について

修学資金は、養成施設等に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるので、貸付金については、要綱第4の2に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けてさしつかえないものであること。

5 貸付金の交付方法について 貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

6 貸付契約の解除について

要綱第7の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなく なったと認められるに至ったとき」は、次の各号の1に該当する場合を いう。

(1) 退学したとき。

<u>なお、</u>養成施設等から適正な推薦を受ける<u>必要があるので</u>、常日頃から養成施設等との密接な連携を図られたい。

(3) 要綱等8の1に規定する中高年離職者については、離職証明等の客 観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

## 3 貸付期間について

要綱第4の1に規定する「養成施設等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等真にやむを得ない事情によって留年 した期間中もこれに含めてさしつかえないこと。

## 4 貸付金の限度について

修学資金は、養成施設等に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるので、貸付金については、月額36,000円の範囲内であれば授業料等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けてさしつかえないものであること。

5 貸付金の交付方法について 貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

# 6 貸付契約の解除について

要綱第7の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなく なったと認められるに至ったとき」は、次の各号の1に該当する場合を いう。

(1) 退学したとき。

- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと 認められるとき。

## 7 返還の債務の当然免除について

- (1) 要綱第8の1に規定する「国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等」には、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、都道府県知事又は都道府県が適当と認める団体(以下「都道府県知事等」という)が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2に規定する「養成施設等を卒業した日」を、「養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日」と読み替えてさしつかえないこと。
- (3) 社会福祉士义は介護福祉士資格取得者が要綱第8の1に規定する 「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」(以下「別 添1の職種等」という。)として従事することができなかった場合で あって、養成施設等卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採

- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと 認められるとき。

# 7 返還の債務の当然免除について

- (1) 要綱第8の1に規定する「国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等」には、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により社会福祉士国家 試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合で あって、都道府県知事が本人の申請に基づき次年度の当該試験を受験 する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2に規定する 「養成施設等を卒業した日」を、「社会福祉士指定養成施設等の卒業 年次の翌年の社会福祉士国家試験に合格した日」と読み替えてさしつ かえないこと。
- (3) 社会福祉士資格取得者が要綱第8の1に規定する<u>別添1の職種</u>として従事することができなかった場合であって、<u>社会福祉士指定養成</u>施設等卒業後1年以内に別添1の職種以外の<u>社会福祉事業の</u>職種に採用された者については、都道府県知事が本人の申請に基づき別添1の

用された者については、都道府県知事等が本人の申請に基づき別添1 の職種等に従事する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9 の2に規定する「養成施設等を卒業した日から1年以内」を、「養成 施設等を卒業した日から2年以内」と読み替えてさしつかえないこと。

- (4) 要綱第8の1、第9及び第10の1の(2)に規定する「他種の養成施 設等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定 養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指 定養成施設等であること。
- (5) 要綱第8の1、第9及び第10の2の(2)に規定する「その他やむを 得ない事由」は、例えば育児休業等要綱第8の1に規定する業務に従 事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- (6) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者について、要綱第8 の1に基づいて返還免除を行う場合においては、要綱第8の1の規定 にかかわらず、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 1,825日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が900日以上 であることを要すること。

ただし、当然免除を受けるために必要な要綱第8の1に規定する業 務に従事した期間が3年間である者(以下「中高年離職者等」という。) については、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,095 日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上である こと。

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の 期間として計算し、通算しないものとすること。

- 8 返還の債務の裁量免除について

職種に従事する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2 に規定する「養成施設等を卒業した日から1年以内」を、「養成施設 等を卒業した日から2年以内」と読み替えてさしつかえないこと。

- (4) 要綱第8の1、第9及び第10の1の(2)に規定する「他種の養成施 設等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定 養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指 定養成施設等であること。
- (5) 要綱第8の1、第9及び第10の2の(2)に規定する「その他やむを 得ない事由」は、例えば育児休業等要綱第8の1に規定する業務に従 事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- (6) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者について、要綱第8 の1に基づいて返還免除を行う場合においては、要綱第8の1の規定 にかかわらず、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 2,555日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が1,260日以 上であることを要すること。

ただし、当然免除を受けるために必要な要綱第8の1に規定する業 務に従事した期間が3年間である者(以下「中高年離職者等」という。) については、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,095 日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上である こと。

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の 期間として計算し、通算しないものとすること。

- 8 返還の債務の裁量免除について
- (1) 要綱第11の2に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要 (1) 要綱第11の2に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要

綱第8の1に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、 本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に 退職した者等については、適用すべきではないこと。

(2) 裁量免除の額は、当該都道府県の区域内において、要綱第8の1に 規定する業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間(こ の期間が2年に満たないときは2年とする。)の2分の5(中高年離 職者等については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この 数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た 額とすること。

- 9 国庫補助対象事業について
- (1) 都道府県が実施主体である場合

毎会計年度におけるこの貸付事業のための国庫補助は、当該年度の 貸付金総額から当該年度の前年度の修学資金の返還金の総額に相当す る金額を控除した金額を対象として行うものであること。

(2) 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

この貸付事業のための国庫補助は、都道府県が適当と認める団体が この貸付事業の実施に必要な貸付金及び貸付事務費を対象として平成 20年度において措置するものであること。

10 会計経理について

綱第8の1に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものである ことから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況 を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。

また、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、 本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に 退職した者等については、適用すべきではないこと。

(2) 裁量免除の額は、当該都道府県の区域内において、要綱第8の1に 規定する業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間(こ の期間が2年に満たないときは2年とする。)の<u>2分の7</u>(中高年離 職者等については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この 数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た 額とすること。

## 9 国庫補助対象事業について

毎会計年度におけるこの貸付事業のための国庫補助は、当該年度の 貸付金総額から当該年度の前年度の修学資金の返還金の総額に相当す る金額を控除した金額を対象として行うものであること。

10 会計経理について

## (1) 都道府県が実施主体である場合

この貸付事業のために、特別会計を設定することは義務づけられていないが、事業の性格に鑑み、当該国庫補助対象事業の会計経理を明確にすること。特に、国庫補助を受けない都道府県負担の事業を併せ実施する場合は、明瞭に区分しておくこと。

(2) 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

都道府県が適当と認める団体においては、特別会計を設定してこの貸付事業の会計経理を明確にすること。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付 件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、都道府県知事 に報告しなければならないものであること。

この貸付事業のために、特別会計を設定することは義務づけられていないが、事業の性格に鑑み、当該国庫補助対象事業の会計経理を明確にすること。特に、国庫補助を受けない都道府県負担の事業を併せ実施する場合は、明瞭に区分しておくこと。